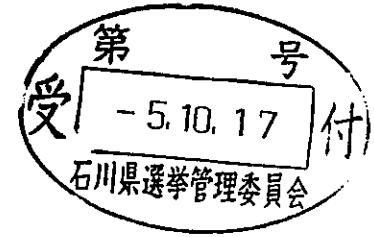


収 支 報 告 書



(その1)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

しばた未来と歩む会

2 主たる事務所の所在地

金沢市武蔵町1-14Mビル2階

令和 5 年分
(令和 年 月 日開催分)

3 代表者の氏名

柴田未来

4 会計責任者の氏名

鍵主政範

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 政党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| <input type="checkbox"/> 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金団体 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 |
| | <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 | <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

事務担当者の氏名

高塚暢子

(電話)

0761-55-1552

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

- 有
 無

公職の種類

衆議院議員 (候補者等)

資金管理団体の届出をした者の氏名

柴田未来

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 柴田未来
- 公職の種類 衆議院議員 (候補者等)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

15

17 90

99

	十億		百万		千		円
収 入 総 額							0
(前年からの繰越額)							0
(本年の収入額)							0
支 出 総 額							0
翌 年 へ 繰 越 額							0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億		百万		千		円
金 額							0
員 数							0

(2) 寄 附 (寄附の区分で該当があるものについては(その7)、(その8)、(その9)の内訳を添付すること。)

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額							備 考
	十億		百万		千		円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附							0	
(うち特定寄附)								
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附							0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附							0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)							0	
[寄 附 の うち 寄 附 の あ っ せ ん に よ る も の]							0	
イ 政 党 匿 名 寄 附							0	
合 計 (ア + イ)							0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) 該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記入すること。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5年 10月 5日

政治団体の名称

しばた未来とあゆむ会

会計責任者の氏名

鍵主政範 

代表者の氏名

しばた 未来

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和5年10月10日

しばた未来と歩む会
代表 柴田 未来 殿

登録政治資金監査人、 高 善 昭
登録番号 第 3 2 1 3 号
研修終了年月日 平成22年2月15日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、しばた未来と歩む会の令和5年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、しばた未来と歩む会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、しばた未来とあゆむ会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

しばた未来と歩む会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、しばた未来と歩む会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。